

Q この事業の目的は何ですか

近年、農業者の高齢化や後継者不足等により、地域農業の担い手として新規参入者が注目されています。国では新規就農者への給付金等、様々な施策を行っていますが、地域とのつながりが浅い新規参入の農業者にとって、大きなハードルとして「農地の確保」があります。この事業は、地域の農業者からの協力のもと、将来地域農業の担い手となり得る新規参入の農業者に対して、「農地確保」の支援をしていこうというものです。

Q 具体的に何をどのようにする事業ですか

まず、農地を提供（貸し付け等）できる方から「支援農業者」として、アグリランドバンク事業に登録していただき、農地の借り受けを希望する方が出てきた場合に、アグリランドバンク（農業委員会事務局）が、登録している農業者の中から地域等を考慮し声掛けをします。その後、農地の貸し付けについて話し合い（面接）をしていただき、話がまとまったら農業委員会で貸借の手続きをしていただきます。

Q この事業で、誰でも農地を借りられるのですか

この事業で農地を借りることができるのは、親元就農以外の認定新規就農者に限定しています。認定新規就農者は、将来一定の所得目標をもつなど、市の基本構想に適した者として市の認定を受けている農業者であり、適切な農地の利用が期待できます。なお、親元就農を除外しているのは農地確保が比較的容易であると考えられるからです。

Q 途中で農地の利用を投げ出されるのが心配であるが

農地の貸し借りは、一般的に、お互いの信頼関係で成り立っているものです。この事業で貸し付けするにあたっては、双方での面談により、具体的農業経営の考え方、将来の目標等を聞きながら信頼関係を築いていただきたいと思います。また、貸し手側の希望があれば、農業委員会での貸借をする前に、さしあたり一定期間「特定農作業受委託」の方法により農地の利用状況を見守ることも可能です。

Q 自分の経営を縮小するには抵抗があるが

近年の米価の下落等により「コメ」で経営を安定させるためには相当の面積が必要であることから、この事業では新規就農者が「土地利用型作物」以外の比較的小面積でも収益が期待できる園芸作物等を作付することを想定しています。よって、農業者から登録していただく際も、貸し付けできる面積（例えば30aまで、50haまでなど）を設定していただき、できる範囲での協力をお願いするものです。

Q 契約期間や賃貸借料はどのようにして決めるのですが

契約期間、賃貸借料等の契約内容は、あくまでも双方の話し合いにより決めていただきます。事前の面談の際に、貸し付けの有無、契約内容等を話し合っていたいただきたいと思います。なお、賃借料については、農業委員会で定めている「参考賃借料」がありますので、参考にしていただければと思います。

Q 登録した農業者のメリットは

新規参入の農業者でも、将来、地域農業を担っていくことが十分期待でき、様々な支援をすることで鶴岡の農業の発展に寄与するものと考えています。

こうした取り組みに賛同（協力）していただける農業者については「新規就農者支援農業者（法人）」として農業委員会広報、HP等で広くPRすることとしており、農業者（法人）のイメージアップに繋がればと考えています。